

構造NEWS



法改正情報...

- ・愛知県建築基準法関係例規集が、改訂されました。
<http://goo.gl/pJRR45>
- ・静岡県地震地域係数Zsの義務化について
<http://goo.gl/7qJEqV>

お役立ち情報...

- ・ERIの建築物省エネ法セミナーです。(名古屋 6月8日)
<http://www.j-eri.co.jp/siten/siten.html>
- ・ERI名古屋支店では、GWにリニューアル工事を予定しています。詳細は添付ファイルを、ご覧ください。

ERIの構造Q&A

スケジュールが厳しい物件なのですが、構造の事前審査は、可能ですか？



事前審査、もちろん可能ですよ！
 スケジュールも、お気軽にお問合せ下さい。
 本受付時には、事前審査で頂いた図書を、
 正本とさせていただきます、助かります！



ER1-1 グランプリ

～混構造(S+RC)計算ルートについて

高さ60m以下で法第6条第三号(木造以外、2階以上又は延べ面積200㎡超)

「鉄骨造と鉄筋コンクリート造の混構造」で「許容応力度計算」する方法が解からないんだ～(涙)



単刀直入に「平19国交告593号第三号イからへ」までに該当させれば「法第20条第1項第三号イ」の許容応力度計算ができるようになるんだ

いきなりオチかい！



ウン、ウン？

じゃあ告示593号冒頭に「令第36条の2第五号の規定に基づき」と記載されているけど、どの様にして「法第20条第1項第三号イ」になるか解かるかい？



解からん、教えてくれ！



なるほど……ってなるか！
 解かりにくっ!!!



「法第20条第1項第二号」冒頭カッコ書きに「～その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物」と書いてあるだろ

その政令が「令第36条の2」の事で「告593号」は「令第36条の2第五号」からきているということか



そう、告593号第三号では「イからへまでに該当するもの以外」となっている為、イからへまでに該当する建築物は、この告示には該当せず「令第36条の2第五号」にも該当しない。つまり法第20条第1項第二号の政令で定める建築物には該当しないから「法第20条第1項第三号イ」になるということなんだよ！



四倉住研株式会社ワタベセンターインストラクターのEKEスタッフを引用。

編集後記



車で走っていたところ、桜並木が延々続く風景に思わず車を止めて歩いてみました。あまり、知られていないかもしれませんが、先日、新聞で紹介されていました。山々と桜並木が絵になるようなところで、リフレッシュしました。この構造かわらばんもお忙しい業務の息抜きのひとつになれば、とも思います。



アグリステーションなぐらにて